

## Simcenter ソフトウェア 補足条項

本 Simcenter ソフトウェア補足条項(以下「**Simcenter 条項**」という。)は、SIM-LMS、SIM-CDA 及び SIM-TASS としてオーダーに特定された製品(以下「**Simcenter ソフトウェア**」という。)のみに関するお客様と SISW の間のエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本 Simcenter 条項は、EULA 及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 Simcenter 条項に適用されます。
  - (a) 「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様の敷地で作業を行うか、お客様の社内業務を支援するために Simcenter ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
  - (b) 「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人のことを意味します。
  - (c) 「**コア**」とは、中央処理装置(CPU)、画像処理装置(GPU)など(但し、これらに限定されません)、コンピューターハードウェア内の場所にかかわらず、プログラムの指示を読み取るか又は収集し、それらを実行する独立した特殊な集積回路を意味します。CPU 及び GPU には 1 つ又は複数のコアを含めることができます。
  - (d) 「**セッション**」とは、Simcenter ソフトウェアで利用可能な機能を有効化するための、正規ユーザーによる Simcenter ソフトウェアの使用を意味します。
  - (e) 「**Site**」とは、正規ユーザーによる Simcenter ソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。
  - (f) 「**対象地域**」とは、お客様が Simcenter ソフトウェアをインストール及び使用するライセンスが付与されている、オーダーに指定された Site 又は地域を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、お客様が主たる事業所を有する国とします。
2. **ソフトウェアライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々の Simcenter ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。
  - 2.1. 「**Backup**」ライセンスとは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的のみ付与されるライセンスを意味します。
  - 2.2. 「**Floating**」又は「**Concurrent User**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーに記載された正規ユーザーの上限数に限定されることを意味します。オーダーに別段の指定がない限り、これは単一の正規ユーザーのみが使用することができます。
  - 2.3. 「**Named User**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアへのアクセスが、指名された正規ユーザーに制限されることを意味します。お客様は暦月あたり 1 回 Named User ライセンスを再割り当てすることができます。オーダーに別段の指定がない限り、これは単一の正規ユーザーのみが使用することができます。
  - 2.4. 「**Node-Locked**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアの使用が単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれることがあります。ハードウェアのロック装置又は dongle は、新規ライセンスファイルを発行することなく、対象地域内で他のワークステーションに自由に移送することができます。
  - 2.5. 「**Per Product**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアの使用が、Simcenter ソフトウェアと 1 対 1 でインターフェース接続されるサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。
  - 2.6. 「**Per Server**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されることを意味します。
  - 2.7. 「**Perpetual**」又は「**Extended**」ライセンスとは、無期限に延長されるライセンスを意味します。永久ライセンス料金には、保守サービスが含まれません。
  - 2.8. 「**Rental**」ライセンスとは、オーダーに特定する 1 年未満の期間限定ライセンスを意味します。Rental ライセンスのための保守サービスは、Rental ライセンス料金に含まれます。

- 2.9. 「Subscription」とは、オーダーに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.10. 「Test/QA」ライセンスとは、継続的なインストールのカスタマイズ、サポート及びテストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
3. **ソフトウェアライセンスのオプション** 以下のライセンスオプション及び機能は、上記に指定するライセンス及び使用タイプと組み合わせ、Simcenter ソフトウェア製品に関して提供されます。
- 3.1. 「HPC」とは、シリアルセッションに1つの追加コアの利用を許可するオプションを意味します。追加コアごとに、別のHPCが必要です。
- 3.2. 「Power on Demand」又は「POD」とは、オーダーに指定する、購入された時間数の間、回数の制限なくセッションを使用できる、Power Session 12 か月 Subscription ライセンスを意味します。各セッションの合計経過時間は、購入された時間数に達するまでカウントされます。未使用の時間数に対する権利は、12 か月サブスクリプションライセンス期間が満了した時点で喪失します。
- 3.3. 「Power Session」とは、正規ユーザーが無制限の数のコアで1回の連続セッションにSimcenter ソフトウェアを使用するためのオプションを意味します。
- 3.4. 「Power Token」とは、以下を取得するために使用できるオプションを意味します。(i) 10個のPower Tokenの償還で、STAR-CCM+ Simcenter ソフトウェアを使用するための1つの制限付きシリアルセッション(ソルバーへのアクセスを除く)、(ii) 1個のPower Tokenの償還で、1つのHPCオプション、又は(iii) 1個のPower Tokenの償還で、Power Token 当たり1回のセッションを実行するためのライセンス(当該セッションがSTAR-CCM+又はHEEDSのDesign Manager機能を通して開始される場合)。パワートークンはその期間中、上記(i)、(ii)又は(iii)に示す用途に再使用することができます。
- 3.5. 「Serial Session」とは、正規ユーザーが1つのコアで1回のセッションにSimcenter ソフトウェアを使用するためのオプションを意味します。
- 3.6. 「Token」とは、正規ユーザーがオーダーに指定された関連 Simcenter ソフトウェア製品の事前定義された一定のソフトウェア機能、アプリケーション及び/又はモジュールにアクセスし、使用するライセンスに一時的に変換することができる前払いのクレジットユニットを意味します。アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び必要なToken数はドキュメンテーションに記載されています。Tokenは期間中に再使用することができます。
4. **TOKENの使用条件** 以下の使用条件はTokenの購入に適用されます(但しPower Tokenには適用されません)。
- 4.1. 当該のTokenに関するSimcenter ソフトウェア製品のドキュメンテーションに別段の明示的な規定がない限り、お客様が特定のSimcenter ソフトウェア製品に対する個別の基本ライセンスを購入している場合、お客様はTokenを使用する権利のみが与えられるものとします。
- 4.2. Simcenter ソフトウェア製品に対する追加、変更又は削除が行われることによって、新規又は更新された機能又はアプリケーション及びモジュールに対するTokenによるアクセスが可能になる場合、且つ対応するSimcenter ソフトウェア製品に対する基本ライセンス及び適用されるTokenの両方が最新の有効な保守サービスオーダーの対象である場合、お客様は当該の新規又は更新された機能又はアプリケーション及びモジュールにアクセスするためのTokenのみを使用することができます。
5. **APIの使用** Simcenterソフトウェアにドキュメンテーションで公開されていると特定されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下総称して「API」という。)が含まれている場合、お客様はこれらのAPIを使用して、お客様の内部使用目的でソフトウェアを開発することができます。お客様は、本ソフトウェアを不正使用するためにAPIを使用することはできません。SISWは、お客様がAPIを使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。
6. **SIMCENTER CD-ADAPCO ソフトウェアのみに適用される条項** SIM-CDAとしてオーダーに特定されたSimcenter ソフトウェアには、以下の条件が適用されます。
- 6.1. オーダーに別段の指定がない場合、且つ当該ライセンスが「マルチサイト」と指定されていない限りにおいて、Territoryは単一のSiteとします。

- 6.2. オーダーに当該 Site が明示的に特定されていない場合は、Simcenter ソフトウェアのライセンス管理部分がインストールされたサーバーが配置された場所の住所が対象地域となります。
7. **SIMCENTER TASS ソフトウェアのみに適用される条項** SIM-TASS としてオーダーに特定された Simcenter ソフトウェアに関しては、Simcenter ソフトウェアに統合されたソフトウェアライセンスシステムが、Simcenter ソフトウェアで計算を行うために同時に使用できるコア数を管理及び制限します。本契約にこれと矛盾する規定があっても、Simcenter ソフトウェアに対する各ライセンスは単一のコアの使用に制限されます。つまり、特定の計算のために複数のコアを同時に使用するには、それに相当する数の Simcenter ソフトウェアライセンスを必要とします。